



栃木県公報

平成25年
5月24日(金)
号外
第49号

目次

公 告

○平成25年度毒物劇物取扱者試験の実施..... 1

公 告

○平成25年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

平成25年8月23日（金） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

帝京大学宇都宮キャンパス 宇都宮市豊郷台1-1

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に係るものに限る、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に係るものに限る。）

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6に記載する提出先へ提出すること。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部（所定用紙使用）
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1部（所定用紙使用）
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1部（所定用紙使用）

6 出願期間及び提出先

(1) 出願期間

平成25年6月26日（水）から同月28日（金）までとする。

(2) 提出先

県内居住者は、居住地又は勤務地を管轄する各健康福祉センター又は宇都宮市保健所に提出すること。

県外居住者は、栃木県保健福祉部薬務課に提出すること（郵送による場合は書留とし、平成25年6月28日（金）までの消印のあるもの限り有効とする。）。

7 受験通知

受験願書提出者には、受験番号を記載した受験票を送付する。

8 試験結果の発表

平成25年9月20日（金）午前10時から同年10月4日（金）午後4時までの間、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示板上に合格者の受験番号を掲示し、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問合せには応じない。

9 試験結果の簡易開示

受験者本人の筆記試験及び実地試験の得点については、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までの間に限る。）、栃木県保健福祉部薬務課において、口頭により開示の請求をすることができる。この場合において、開示の請求をする者は、受験者本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等の身分証明書）を持参の上、これを提示すること。

10 受験手数料

10,500円（栃木県収入証紙で納付すること。）

11 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課 電話028-623-3120

(2) 受験願書の配付について

各健康福祉センター、宇都宮市保健所及び栃木県保健福祉部薬務課において平成25年5月27日（月）から配付する。

（薬務課）